

国自旅第202号の2
国自整第204号の2
平成28年11月 1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「「旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時の指導の
充実等について」の実施方法等について」の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東、近畿運輸
局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸長
あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。



(別 添)

国自旅第202号

国自整第204号

平成28年11月 1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東、近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「「旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時の指導の
充実等について」の実施方法等について」の一部改正について

「「旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時の指導の充実等につ
いて」の実施方法等について」（平成14年1月31日付け国自旅第163号）の一
部を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本
件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人日本自動
車整備振興会連合会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

(写)、任意保険証書(写)、その他営業所(運賃料金表及び運送約款について公示した状況を含む)、自動車庫、事業用自動車、休館日取組の事業計画等に定める事業用施設等について写真、新規許可申請時における事業計画等の確保状況を確認するほか、必要に応じて事業計画等の確保状況に係る現地調査を実施するものとする。

(2) 一般貨物旅客自動車運送事業許可を取得した事業者については、当該事業者の運輸開始届出時に(1)の添付書類に加え、**点検整備記録簿(写し)(使用する事業用自動車に中古車(新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を用いるもの)である場合に限る)**、**労働契約法(平成19年法律第128号)第4条第2項の規定により運転者、運行管理者及び使用者が労働契約の内容を確定した書面(写)**または**雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく運転者及び運行管理者に係る届出を行った後に交付される「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」(写)のいずれか、全ての営業所にパソコンを設置した事実がわかる写真及び営業所に常時設置するパソコンを登録した事実を記載した書面を提出させ、新規許可時における事業計画等の確保状況を認めるものとする。**

(3) (略)

附 則（平成22年3月24日 国自安第166号、国自旅第296号）
改正後の通達は、平成22年4月1日以降に新規許可処分を行った事業者について適用する。

附 則（平成25年10月31日 国自安第190号、国自旅第274号）
改正後の通達は、平成25年11月1日以降に新規許可処分を行った事業者につ
いて適用する。

附 則（平成28年11月1日 国自旅第202号、国自整第204号）
改正後の通達は、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行った事業者につ
いて適用する。

(写)、任意保険証書(写)、その他営業所(運賃料金表及び運送約款について公示した状況を含む)、自動車庫、事業用自動車、休館仮眠施設の事業計画等に定めた事業用施設等について写真を提出させ、新規許可申請時における事業計画等の確保状況を確認するほか、必要に応じて事業計画等の確保状況に係る現地調査を実施するものとする。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業許可を取得した事業者については、当該事業者者の運輸開始出時に(1)の添付書類に加え、労働契約法(平成19年法律第128号)第4条第2項の規定により運転者、運行管理者及び使用者が労働契約の内容及び確認した書面(写)または雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく運転者及び運行管理者に係る届出を行った後に交付される「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」(写)のいずれかを提出させ、新規許可時における事業計画等の確保状況を確認するほか、速やかに事業用施設等について現地調査を実施するものとする。

(3) (略)

附 則（平成22年3月24日 国自安第166号、国自旅第296号）
改正後の通達は、平成22年4月1日以降に新規許可処分を行った事業者について適用する。

附 則（平成25年10月31日 国自安第190号、国自旅第274号）
改正後の通達は、平成25年11月1日以降に新規許可処分を行った事業者について適用する。

日バス協業第343号
平成28年11月2日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会 長 上 杉 雅 彦

「旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時の指導の
充実等について」の実施方法等について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「旅客自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時の指導の充
実等について」の実施方法等について」の一部改正について、国土交通省自動
車局旅客課長及び整備課長より通達がありました。その旨了知されるとともに、
貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 川合・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016